

上尾市こどもショートステイ事業実施規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月3日

上尾市長 畠山 稔

## 上尾市規則第18号

上尾市こどもショートステイ事業実施規則等の一部を改正する規則  
次に掲げる規則の規定中「印」を削る。

- (1) 上尾市こどもショートステイ事業実施規則（平成31年上尾市規則第32号）第4号様式から第6号様式まで、第8号様式及び第9号様式
- (2) 上尾市こどもトワイライトステイ事業実施規則（令和5年上尾市規則第44号）第3号様式から第5号様式まで、第7号様式及び第8号様式
- (3) 上尾市子育て世帯訪問支援事業実施規則（令和6年上尾市規則第34号）第2号様式、第3号様式、第5号様式及び第6号様式
- (4) 上尾市児童福祉法に基づく家庭支援事業の利用勧奨及び支援提供の実施に関する規則（令和7年上尾市規則第2号）第1号様式から第5号様式まで
- (5) 上尾市こども保健センター管理規則（令和7年上尾市規則第35号）第3号様式及び第4号様式

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。